
危機管理マニュアル

2024年7月

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会

1. 目的

この危機管理マニュアルは、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「本協会」という。）において発生し得る様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本協会における危機管理体制・対処方法等を定めることにより、本協会の選手及び役員等の安全確保を図るとともに、本協会の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2. 定義

このマニュアルにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1). 「危機」

災害、事件、事故、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因して、選手及び役員等の生命若しくは身体又は本協会の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象又は状態をいう。

(2). 「危機管理」

危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急時の対応、また、危機が収束し、新たな被害の発生や拡大がないと判断された回復時の対応をいう。

3. 対象範囲

(1). 自然災害

- ① 地震や津波による災害
- ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害

(2). 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② 本協会の活動に起因する重大な事故
- ③ 選手、役員にかかる重大な人身事故

(3). 健康危機

- ① 感染力が高い重篤な感染症の発生
- ② 食中毒の発生
- ③ 熱中症の発生
- ④ その他原因不明の健康被害の拡大
- ⑤

(4). 犯罪

- ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部から不法な攻撃
- ② 試合や競技会等に対する外部から不法な攻撃
- ③ 本協会の法令違反、役員による背任、横領等の不祥事
- ④ 選手、役員その他アントラージュによる刑事事件

(5). スポーツのインテグリティを棄損する事態

- ① 体罰、暴力
- ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント
- ③ ドーピング
- ④ 八百長
- ⑤ その他スポーツのインテグリティを毀損する事態

(6). 個人情報の流出

(7). その他本協会の経営及び運営上の緊急事態

4. 体制

役割	氏名	メールアドレス	電話番号
会長	青松利明	blue@bbcj.org	03-3818-3009
事務局長	佐藤紀子	jimu@bbcj.org	03-3818-3009

5. アクションリスト

(1). 初動アクション

① 役割分担表（情報公開レベル1）

役割	やるべきこと	期限
第1発見者	事務局長への情報共有	直ちに
事務局長	情報収集・情報公開レベルの把握	2日以内に
	情報公開レベルを会長及び顧問弁護士に相談	2日以内に
	情報公開レベルに応じた対応、会長への報告	10日以内に
会長	事務局長からの報告を受け、次回理事会に上程するか判断	次回理事会までに

② 役割分担表（情報公開レベル2及び3）

役割	やるべきこと	期限
第1発見者	事務局長への情報共有	直ちに
事務局長	情報収集・情報公開レベルの把握・対応	12時間以内に
	理事会の招集	3日以内に
	情報公開レベルを会長及び顧問弁護士に相談	10日以内に
	第三者委員会設置の要否判断	10日以内に
理事会	公式リリースに向けた協議	14日以内に
会長	情報公開レベルに応じた対応	1日以内に

※ 期限はあくまで目安であり、人的リソースや緊急性等の観点に照らして、実態に応じた対応を行うものとする。

● 公表基準

- ・ 資格停止以上の処分を行った場合：原則公表を行う。
- ・ 報道が先行した場合：事実確認を行った後、公表の有無を判断する。

● 情報公開レベル（レベルの決定は、会長が顧問弁護士等に相談して行う）

レベル	基準	対応方針
レベル1	軽微な事案	ウェブサイト上で公開
レベル2	原則的な対応	公式リリース
レベル3	重要事案	記者会見の実施

(2). 内部向けアクション

段階	アクション	概要
①	情報収集・監視	・ 事態を把握するための内部調査チーム編成、継続的な情報管理・監視等
②	足元の対応	・ 窓口の一本化、情報公開レベルの把握等
③	本協会内連携	・ 理事会や倫理・コンプライアンス委員会との連携等
④	対応方針策定	・ 適切な会議体による議論や意思決定等
⑤	公式リリース準備	・ 情報公開レベルに応じた対応、外部チェック等

(3). 外部向けアクション

段階	アクション	概要
①	初動メディア対応	・1日以内のメッセージ
②	被害者へのケア	・専門家と連携して誠実な対応を実施
③	スポンサーへの連絡	・メディア報道が第一報にならないように
④	プレスリリース	・窓口を一本化して行う
⑤	(状況に応じて) 第三者委員会設置	・第三者委員会や内部調査等の設置を検討する。
⑥	記者会見	・特に社会的な注目を集める不祥事等が発生した場合

6. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルはあくまでマニュアルであり、実際に危機管理事案が生じた場合には、適宜専門家等と協議の上、人的・時間的リソースや現実的な対応策を検討の上、臨機応変に対応することを禁ずるものではない。

以上